

第2回教育委員会定例会会議録

平成31年2月25日(月)

場 所 : 教育委員室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教育長職務代理者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光三郎
	委 員	猪 熊 緑
	委 員	操 木 豊
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教育総務課長	川 島 慶 之
	教育施設担当課長	古 川 拓 朗
	教育指導支援課長	三 浦 利 信
	指導担当課長	荒 西 岳 広
	生涯学習課長	伊 形 研一郎
	給食センター一所長	吉 野 勝 治
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	植 木 淳
	指 導 主 事	武 内 陽 子

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
議案第3号	平成31年度教育費予算案について	
議案第4号	国立市情緒障害等・言語障害通級指導学級設置要綱の一部を改正する訓令案について	
議案第5号	国立市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令案について	
議案第6号	国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について	
議案第7号	第三次国立市子ども読書活動推進計画案について	
報告事項	1) 平成31年度教育委員会各課の事業計画について（教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館）	
	2) 国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについて	
	3) 国立市生涯学習振興・推進計画の策定について	
	4) 国立市文化芸術推進基本計画の策定について	
	5) 市教委名義使用について（4件）	
	6) 要望書について（2件）	
議案第8号	臨時代理事項の報告及び承認について （校長、副校長の人事異動について）	
議案第9号	臨時代理事項の報告及び承認について （教職員の人事異動について）	

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。梅の花も次第にほころび始めまして、春の日差しがだんだん日増しに強くなってきている今日この頃でございます。さて、本日の定例会ですが、年度末も近づいたことでもございまして、本日は平成 31 年度予算を初め、新年度各課の事業計画、それから、社会教育関連での施策にかかわる推進計画が 3 本。そして、校長、副校長を初めとする教職員人事等盛りだくさんの内容となっておりますので、各委員におかれましては、円滑な審議へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これから平成 31 年第 2 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の会議録署名人は猪熊委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【猪熊委員】 はい。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

なお、本日の審議案件のうち、議案第 8 号「臨時代理事項の報告及び承認について（校長、副校長の人事異動について）」と、議案第 9 号「臨時代理事項の報告及び承認について（教職員の人事異動について）」は、いずれも人事案件でございますので、秘密会としますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）



○議題（１） 教育長報告

○【是松教育長】 それでは、審議に入ります。最初に、教育長報告を申し上げます。

1 月 22 日火曜日の第 1 回定例教育委員会以後の主な教育委員会の事業についてご報告申し上げます。

1 月 23 日水曜日に、中学校生徒会役員と教育委員の懇談会を実施いたしました。

同日、給食センター運営審議会を開催しております。

1 月 24 日木曜日には、この日より 26 日まで三中の 1 年生が志賀高原におきまして自然体験教室を開催しております。

1 月 25 日金曜日には、六小の東京都教育委員会人権尊重教育推進研究の発表会がございました。

1 月 27 日日曜日、この日より 29 日まで第一中学校の 1 年生の菅平での自然体験教室が行われております。

1 月 28 日月曜日、この日は文化財防火デーでございまして、国立におきましては、谷保天満宮において消防演習が行われているところでございます。

1 月 30 日水曜日に、都市教育長会が開催され、その後、東京都教育委員会との連絡協議会も開催されたところでございます。

2 月 2 日土曜日には、公民館のかやぶき屋根のふきかえの関係のイベントとして、かや切り体験会を実施いたしております。

2 月 3 日日曜日には、味の素スタジアム周辺におきまして、第 10 回中学生東京駅伝が実施されました。また、同日 5 日まで、第二中学校の 1 年生が菅平におきまして自然体験教室を開催しております。

2 月 4 日月曜日でございます。この日より 28 日まで平成 31 年度の教育課程の届出の相談を実施いたしております。また、同日より 8 日までには図書館の蔵書点検を行っております。

同日、二中の国立市の定期監査が行われました。また、文化芸術推進会議も開催しております。

2 月 5 日火曜日に、六小の市の定期監査が行われております。

2 月 6 日水曜日に、校長会を開催いたしました。また、同日、都市協議会も開催されております。

2月7日木曜日に、二小改築マスタープラン連絡協議会を開催いたしました。

2月8日金曜日でございます。三中の東京都教育委員会スーパーアクティブスクール並びに持続可能な社会づくりに向けた教育推進校の研究発表会を行いました。また、同日、東京都の市町村教育委員会連合会の研修会も開催されておりまして、こちらのほうには猪熊委員に出席をお願いいたしたところでございます。また、同日、東京都教育委員会の教員表彰におきまして、第二小学校の因藤佳代主任教諭が音楽関係の授業活動等によりまして表彰を受けております。

2月9日土曜日、この日より11日まで本田家の応急修繕工事を前にした特別公開を開催いたしました。

2月11日火曜日には、この日より22日にかけて各校のPTAからの予算要望に対する回答を順次行ったところでございます。

また、同日は公民館運営審議会を開催しております。

2月15日金曜日に、第五小学校におきまして、国立の研究奨励校の研究発表会が開催されました。

2月16日土曜日には、第一小学校で道徳授業地区公開講座が開催されました。

また、同日は三小の国立教育政策研究所の実践研究協力校としての発表会も行われております。

2月17日日曜日になりますが、社会体育授業として「スポーツ子どもの日」が東京女子体育大学において行われました。オリパラの競技体験ということで、車椅子バスケット、体操、トランポリンの3種類について子どもたちが体験を行った授業でございます。

2月18日月曜日には、東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアー・イン・国立ということで、22日までオリンピック・パラリンピックのブラジルから引き継いだフラッグが国立市役所の市民ロビーに掲揚されました。

同日、社会教育委員の会、並びに文化芸術推進会議を開催しております。

2月21日木曜日になります。図書館協議会、給食センター運営審議会、スポーツ推進委員定例会を開催しております。

最後になりますが、2月22日金曜日に文化財保護審議会を開催いたしました。また、この日より3月25日までの32日間の会期中、国立市議会第1回定例会が開会しております。また、同日は都立高校の入学試験が始まったところでございます。

教育長報告は以上でございます。ご意見・ご感想等ございましたらお願いします。

山口委員、お願いします。

○【山口委員】 報告書の裏面まで非常に多くのプログラムがとり行われたという感想を持っています。同時に、学校とか幾つか見せていただいて、年度のまとめに近いような発表会であったりとか、展覧会とか、さまざま行われておりました。ちょうどその時期かなと思います。展覧会も何校か見せていただいたのですけれども、一番最後の展覧会が23日に第二小学校をのぞかせていただいて、第二小学校らしい展覧会だったなと思いました。1つそこでびっくりしたのは、実行委員会は小学校6年生の子たちが企画した展覧会で、そのアイデアでいろいろやられていたのですけれども、その準備をやっているときに非常に盛り上がったようで、僕がちょうど行った土曜日に、23日はその発表会、学芸会みたいなのを子どもたちがやっています、自主的にそういうことをやろうと自分たちで決めて、当初の予定、プログラムにも何ももちろん載ってないわけなのですが、やっていて、それが大受けで、保護者、子どもたちもみんなで見ても喜びをしていました。子どもたちのすばらしさを改めて感じたところでございます。

そういう形で、学芸的な行事を1年間、音楽会、展覧会等々やられたかと思うのですけれども、1年間通じて学校の様子とか子どもたち、そこから受けた影響とか、何か入っていることがあれば教えていただ

ければと思います。

以上です。

○【是松教育長】 山口委員、焦点としてはどういうところに。

○【山口委員】 子どもたちがその活動を通してどういう変化をしたかなというようなこととか、得たものとか、学校自体がそれで何かこんな雰囲気になってきたみたいなどころとか、全体的に何かあれば。

○【是松教育長】 全体を通して、この平成30年度の学校での子どもたちの変化等があればということでもよろしいですか。

では、武内指導主事。

○【武内指導主事】 文化行事としては、音楽会と学芸会と展覧会があるのですが、2学期は音楽行事が多くて、3学期は展覧会が、二小、五小、六小、七小のほうで開催されました。子どもたちは、作品づくりの段階から生き生きと取り組んでいて、鑑賞の際にも互いのよさを伝え合う場面が多々ありました。地域や保護者の皆様にも好評を得ていると報告を受けています。

本年度、これまでの経験を生かして、実行委員が劇をするという学校や、5、6年生の子ども学芸委員さんが参加者に作品の見どころを説明する学校もありました。また、展覧会を機に、老人ホームの方々と今後も交流することになったという学校もありました。

国立市では、文化芸術条例が制定されて、今年度、4月1日より施行されています。文化や芸術に親しんで、心豊かに過ごせるよう、子どもの表現活動の場として、今後も学校とともに取り組んでまいります。

以上です。

○【是松教育長】 よろしいですか。

○【山口委員】 ありがとうございました。

○【是松教育長】 ほかにご意見、ご感想ございますでしょうか。では、猪熊委員。

○【猪熊委員】 私は一小道徳授業地区公開講座に行き、道徳の授業をいろいろな学年を見てきました。2年生だったと思うのですが、友達への「ありがとうカード」を書くことになったのですが、2年生なので、何が友達に対してありがとうなのかというのがわからないお子さんが結構いて、先生が1つ1つ、“授業中のときに何か助けてくれたことあるでしょう”とか、“隣の子が助けてくれることあるでしょう”とか、感謝する、ありがとうと思うこととか、ありがとうと思われることとか、1つ1つ、1人1人、わからないお子さんに教えて、一生懸命ありがとうカードを書いているという授業を見ました。こういう小さいことでも子どもたちが気がつかない道徳的なことを1つ1つ教えていくというのが、小学校の道徳の授業ではあるのだなということがわかりまして、道徳が教科になっているということが、こういうことなのかなと思いました。

それで、あと、駅伝と、ここは報告になかったのですが、小学生のミニバスの大会に行きまして、応援されるとか、応援するということがすばらしいということが子どもたちによく伝わったのではないかなというようなことを見ることができました。例えば、駅伝では、走り終わった子どもの言葉なのですが、「知らない人なのに大きい声で沿道で応援してくれて、マジびっくりした」と言っていて、すごくそれがその子にとってはうれしかったみたいで、自分は走り終わっているのに、「じゃあ、ちょっと次、応援に行こう」みたいなことを言っていました。ミニバスでは、バスケットには出ていないのだけれども、たしか四小のお子さんだったと思ったのですが、模造紙で旗というか、ポスターみたいなものを持って、何人か応援団のお子さんたちが応援に来てくれて、すごく一生懸命応援していました。やっぱりやっているお子さんたちも応援があるとすごく盛り上がってきて、結果、どこが優勝したのかは

ちょっとわからないのですが、本当に応援することとか、してもらうことのすばらしさが子どもたちにわかるところが、リアル道徳を見ることができました。駅伝とかミニバスというのは体力強化ということもあるかと思うのですが、いろいろな側面がある行事で、とてもよい行事だなと思いました。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、操木委員、お願いします。

○【操木委員】 4つの項目についてお話をさせてください。1点目は、今も出ましたけれども、ほとんど重なるのですけれども、駅伝ですね。走っている姿もとてもすばらしかったし、開会式のときもそんなだったので、国立のテントをのぞいたときに、中学生がしっかりと挨拶をしてくれたのです。やっぱり走るための練習とか、それから、たすきを渡すとか、そういうことももちろん大事なのですが、やっぱりその場面でないところで心の成長を感じました。とてもよかったです。

2点目もまた重なりますけれども、ミニバスですね。全部の学校が1つの会場、一堂に会してやる大会だからすごく意味があるなと思いました。ちょうど8校で全部が集まって大会をやって、プレーをしている子もしていない子も一体となってやっているととてもいい雰囲気、私もちょっとバスケットに昔かかわっていたので、ちょっと血が騒ぎました。楽しかったです。

3点目は、五小のほうの研究発表会を見させていただきまされたけれども、やっぱりすごく主体的、対話的、深い学びというあたりをもうかなり意識をしていますね。子どもたちの学び合う姿に取り組んでいるなということを感じました。そこには校長先生方のリーダーシップと職員のチームワークというのがすごく大事ですので、そのあたりも感じさせていただきました。

最後、4点目は、一小の道徳なのですけれども、道徳の教科化とか、教科書とか、いろいろありましたけれども、スタートして、一小の道徳しか私は見ていないのですけれども、すごくスムーズに切りかわっていているのではないかと感じました。特に、保護者と、私たちもそうですが、入らせていただいで一緒に話をさせていただいたのですけれども、やっぱり子どもたちのためにいろいろなことを、道徳を知ろう、道徳を理解しようといった保護者の気持ちが伝わってきて、いい公開講座だったのではないかなと思いました。

質問といったらあれなのですけれども、道徳が新しく変わって、いろいろな保護者の声、地域の声とか、何かもし委員会のほうに届いているようでしたらお聞かせいただきたいなと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。道徳授業地区公開講座、30年度全て終了したということの総括的なことで1つお願いしたいと思います。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 保護者の声ということですが、特段このことに特化したお声はいただいでいるところではないのですが、我々も道徳地区公開講座の意見交換会等出させていただいて、先ほども多くの委員の皆さんからお話いただきましたけれども、参加型の道徳になっているので、意見交換会に出ている方も参加型という意識を持っていただいで、いろいろな意見が聞けているなど。その場では割と肯定的な意見が多いなとは思っていますが、いい評価をしていただいでいると思っています。

それから、特別の教科道徳に今年度小学校がなって、いわゆる考え議論する道徳というところなのですが、学習指導要領の改訂で、主体的、対話的で深い学びを求める授業改善をこれから進めていくということが多くの自治体なのですが、国立の場合にはかねてから問題解決型の授業改善を進めていたので、

そこと考え議論する道徳の手法がある程度一致していたので、先ほど委員のほうからご説明いただいたところの、うまく切りかえができたというところもそこにあるのかなと思っております。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。



○議題（２） 議案第３号 平成３１年度教育費予算案について

○【是松教育長】 それでは、よろしければ、次に議案第３号、平成３１年度教育費予算案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第３号、平成３１年度教育費予算案についてご説明をいたします。平成３１年度教育費全体の予算案につきまして、お手元に資料を配付させていただいております。初めに、歳入予算につきましてご説明をいたします。資料では１枚に左右２ページずつページを振ってございますので、そのページに従いまして主なものをご説明いたします。歳入につきましては、主に国や都からの補助金や諸収入からなっております。教育費に関しましても、国や都から入ってくる費用など、市税以外で賄えるものが計上されております。

４ページをお開きください。国庫補助金となりますが、ページ中段の下、２の小学校費補助金、その下の３、中学校費補助金につきまして、特別支援学級就学奨励費補助金や、以下、理科教育振興費補助金などが計上されております。小学校費補助金では、３の公立学校施設整備費補助金として、第六小学校の校舎非構造部材耐震化対策工事の補助金、５,５８８万９,０００円が計上されております。

８ページをお開きください。都の補助金となりますが、ページの中段、やや下、１の教育総務費補助金では、家庭と子どもの支援員や、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフや、放課後学習支援教室授業などに充当する補助金を計上しております。さらにその下、２の小学校費補助金、３の中学校費補助金では、学校トイレ洋式化の補助金を計上するとともに、小学校費では、第六小学校の校舎非構造部材耐震化対策工事の補助金、２,７９４万２,０００円。中学校費では、第一中学校、第二中学校の体育館エアコン設置工事の補助金３,８５０万円を計上しております。

１０ページをお開きください。ページ中段やや下、１の都の教育費委託金ですが、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金などの東京都から受託している事業についての委託金が計上されております。歳入については以上でございます。

続きまして、歳出予算です。

１７ページをお開きください。左上、１０、教育費の欄をごらんください。平成３１年度の教育費、当初予算案では、総額で２７億８,５０７万５,０００円を計上してございます。一般会計総額に対する構成比は９.１４％となっております。

それでは、個別の予算につきまして、政策関連経費で新規拡大事業を中心に主なものを説明させていただきます。

２２ページ、中段やや上をごらんください。１３、委託料の中の３３、設置・設営等の２つ目となりますが、安心安全カメラ表示盤作成及び設置委託料として２６万４,０００円を計上しております。これは、通学路に設置しております安心安全カメラの犯罪抑止効果をより高めるため、電柱などの目立つ場所に安心安全カメラを設置している旨の表示板をつけるための予算となっております。

続きまして、同じページの真ん中より下となります。１、学校指導等嘱託員報酬ですが、１、報酬の一

番下、合意的配慮支援員報酬8名分といたしまして、1,965万9,000円を計上しております。各小学校に1名ずつ合理的配慮支援員を新たに配置し、校内における合理的配慮のさらなる推進を図ってまいります。

26ページをお開きください。上から4段目、4、特別旅費ですが、北秋田市との都市間交流事業として、事務局職員と教員を北秋田市へ派遣するための旅費、53万円を計上しております。

28ページをお開きください。ページ中段、やや下、11、外部指導者等人材活用事業費の8、報償費の下から2段目です。家庭と子どもの支援員謝礼として、昨年度の当初予算よりも264万円増額をいたしました660万円を計上しております。これは、家庭と子どもの支援員の配置時間数を増加するために予算を増額しているもので、不登校児童生徒の別室登校での支援を充実させることで、不登校児童生徒の減少を目指してまいります。

36ページをお開きください。ページ中段やや上、小学校の学校管理費の18、備品購入費の冷風機ですが、207万4,000円を計上し、各小学校で2台ずつ冷風機を配備し、児童の熱中症予防対策を行ってまいります。

飛びまして、58ページをお開きください。上の10、実施設計・工事管理等の上から2つ目、外構整備工事実施設計委託料として398万2,000円を計上しております。これは、第七小学校敷地周辺のコンクリート土どめ擁壁について、より安全性を高めるため、2020年度に擁壁を撤去し、新規にコンクリート製擁壁に改修する工事を予定しているため、その工事の実施設計を行う予算となっております。

そのすぐ下、屋内運動場・空調設備整備工事実施設計委託料として572万6,000円を計上いたします。これについても2020年度に第三小学校、第六小学校、第七小学校の体育館へエアコン設置工事を予定していることから、その工事の実施設計を行うものです。

その下、15の工事請負費の一番下ですが、洋式便器取りかえ工事として1,802万3,000円を計上しております。これは2020年度までに市内の公立小中学校のトイレの洋式化率80%を達成することを目指し、取り組みを加速させるもので、第一小学校、第二小学校、第五小学校、第七小学校で工事を行う予算となっております。

1つ飛びまして、4、小学校施設改築事業費の13、委託料の一番下の2つ。第二小学校改築マスタープラン作成支援委託料の194万4,000円と、第五小学校改築マスタープラン作成支援委託料の389万4,000円ですが、耐用限度が迫っております2校につきまして、建てかえに向けた具体的な計画であるマスタープランを策定するための予算となっております。

続きまして、中学校費です。62ページをお開きください。上から10段ほどおりにいただいた18、備品購入費の冷風機ですが、先ほどの小学校費同様の目的で155万6,000円を計上し、各中学校に4台ずつ冷風機を配備いたします。

続きまして、72ページです。ページ中段、下より始まります1の中学校教育環境整備事業費の13、委託料の2つ目、屋内運動場・空調設備整備工事実施設計委託料、222万8,000円ですが、これも小学校費同様、2020年度に予定をしております第三中学校体育館へのエアコン設置工事の実施設計の予算となっております。

その下、15、工事請負費の洋式便器取りかえ工事ですが、やはり小学校費同様、第一中学校のトイレを改修する費用882万円を計上しております。

その下、8の整備工事ですが、屋内運動場・空調設備整備工事として7,700万円を計上しております。これは、来年度、第一中学校、第二中学校にエアコン設置するための工事にかかる予算となっております。

78ページをお開きください。ページ中段上の5、新給食センター整備事業費の13、委託料として、地盤

調査委託料 732 万 4,000 円を計上しております。これは、新給食センター建設に向け、整備予定用地の地盤を調査する予算となっております。

80 ページをお開きください。ページ上から少し下りていただいた 3 の社会教育費となりますが、9 の旅費の特別旅費 15 万 3,000 円、13、委託料の中の貸し切りバス運行委託料 14 万 3,000 円、最後の 19、負担金、補助及び交付金のマタギ体験学習会負担金 143 万 4,000 円など、北秋田市との都市間交流事業として、マタギ体験学習会参加事業を行うための予算をそれぞれ計上しております。

82 ページをお開きください。ページ中段から始まる文化財調査活用事業費の 13、委託料の 99、その他業務で、本田家資料保管委託料 1,247 万 8,000 円など、文化財である本田家を保存活用するための予算を計上しております。

90 ページをお開きください。一番下、3、オリンピック・パラリンピック関連事業費について、8、報償費の講師謝礼等 60 万円などを計上しております。これは、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成を図る事業として、オリンピック、パラリンピアンを招聘した講演会などを開催する予算となっております。

92 ページをお開きください。ページ中段の 1、体育館管理運営費ですが、15 の工事請負費のトイレ改修工事として 264 万円を計上しております。これは、昨年度からの継続事業ですが、総合体育館のトイレにつきまして、都のユニバーサルデザインまちづくり推進事業補助金を活用し、洋式化を図っていく予算となっております。来年度は 4 基の工事を予定しております。

96 ページをごらんください。公民館費になりますが、ページ中段下の 15、工事請負費の公民館外壁改修工事として、6,066 万 5,000 円を計上しております。これは、公民館の外壁について、建築基準法の規定に基づき改修を行うための予算となっております。

最後に 102 ページ、図書館費になります。下から 5 番目、15 の工事請負費のトイレ改修工事 198 万円ですが、先ほどの総合体育館同様、都の補助金を活用し、中央図書館のトイレ 3 基を洋式トイレに改修するための予算となっております。

以上が教育費に関する平成 31 年度歳入・歳出予算案でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。これは市の一般会計予算書案から教育費の部分について、歳入・歳出部分を抜粋したものととなります。今、川島教育総務課長からは、主に市の政策的経費についての予算案部分について説明いただきましたが、全体としてはそのほかの経常的な経費も全て含んだ予算案となっておりますので、全体含めまして、ご質問やご意見ございましたら、よろしくお願したいと思います。

操木委員、どうぞ。

○【**操木委員**】 28 ページの家庭と子どもの支援員の謝礼のお話があったのですが、時間と日数をふやすためにという説明でしたが、今の現状といいますか、国立市の小中の中で、どのくらいの人数がふやされて、どのような時間で対応していただいているのかというのをちょっと概算で結構ですので、教えていただければと思います。

○【**是松教育長**】 それでは、三浦教育指導支援課長。

○【**三浦教育指導支援課長**】 家庭と子どもの支援員については、学校と家庭の連絡事業という、東京都の事業を受けているものでありまして、もともとの積算の根拠が、週 3 日で 4 時間ということで積算されているものです。

そうなりますと、残りの 2 日間の支援が届かないというところもありますので、一般財源のほうから残

り2日分についての増援をいただきました。なので、1校当たり360時間が東京都からいただいている分なのですが、あわせて市のほうの一般財源から240時間をいただいて、1校当たり600時間ということになります。

○【操木委員】 ありがとうございます。都にプラスして市のほうで、よくわかりました。ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。山口委員。

○【山口委員】 ことしの教育費の占める割合が9.14%、予算に対してということ。去年というのは何%ぐらいだったのですか。

○【是松教育長】 川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 たしか昨年に説明させていただいた段階では9%です。

○【山口委員】 少し増えた。

○【川島教育総務課長】 9.04%、少し増えてございます。

○【山口委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 教育費総額では少なくなっておりますけれども、市の全体のパイが少なくなっておりますので、その関係がでございます。

ほかによろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第3号、平成31年度教育予算案については可決といたします。



○議題(3) 議案第4号 国立市情緒障害等・言語障害通級指導学級設置要綱の一部を改正する訓令案について

○【是松教育長】 次に、議案第4号、国立市情緒障害等・言語障害通級指導学級設置要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第4号、国立市情緒障害等・言語障害通級指導学級設置要綱の一部を改正する訓令案につきましてご説明をいたします。

この議案は、平成31年4月に国立市立中学校全校に特別支援教室が開設されることに伴い、必要となる要綱改正を行うものとなっております。

具体的な改正内容をご説明いたします。議案を2枚おめくりいただき、A4の横版、新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後となっております。改正部分にはアンダーラインを引いております。

全体の改正といたしましては、情緒障害等通級指導学級の名称を特別支援教室に置きかえる改正を行っております。言語障害通級指導学級は第七小学校に引き続き残りますので、本要綱上もそのままとしております。

新旧対照表の2ページをお開きください。第3条第2項、第4条第1項に、「就学支援委員会の判定」という表現がありましたが、これを昨今の状況にあわせて「判断」という表現に改めます。同様に、同じ第4条第1項及び第2項において、入級に関して、「教育委員会が措置する」という表現となっておりますが、これを「決定する」という表現に改めます。最後の3ページをお開きください。最後に附則とな

っておりますが、この要綱の施行日を市内の公立中学校での特別支援教室の開設にあわせまして、平成 31 年 4 月 1 日としております。

説明は以上となります。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 この新旧、特別支援教室のことはまた後で質問したいと思います。計画のほうでは。新旧の対照の 2 ページのところの、今言われた、(2) の「判定された」というところを「判断された」とかえたというのと、それから第 4 条のところの「措置」が「決定」に変わったとのこと。その意味合いを説明していただければと思います。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 こちらのほうは、平成 25 年に学校教育法の施行規則が変更になった関係で、それ以降、就学支援委員会のところの部分をいじっておりませんでしたので、そこも含めて今回改正ということで、就学先の決定に関しては、本人及び保護者の意向を最大限尊重というところがありますので、「判定」という言葉ではなくて「判断」という言葉、また、「措置」ではなくて、保護者、本人の意向を受けた上で教育委員会が決定するというところで、言葉の整理をさせていただいているところであります。

○【山口委員】 はい、わかりました。

○【是松教育長】 よろしゅうございますか。

それでは、皆さんご異議がないようですので、採決に入らせていただきます。可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは議案第 4 号、国立市情緒障害等・言語障害通級指導学級設置要綱の一部を改正する訓令案については可決といたします。



○議題(4) 議案第 5 号 国立市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令案について

○【是松教育長】 次に、議案第 5 号、国立市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、議案第 5 号、国立市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令案について、ご説明します。まず、事前送付をいたしました議案の新旧対照表に誤りがございましたので、本日改めて配付をしております、右上に赤いマルのついた議案第 5 号、こちらのほうと差しかえをお願いいたします。申しわけございませんでした。

それでは、改正内容についてご説明いたします。改正理由といたしましては、国立市適応指導教室における業務の運営に関する同要綱について、適応指導教室に副室長を置き、小学校適応指導教室での指導の充実を図るため、要綱の一部を改正するものです。

資料を 2 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正点は、第 4 条及び第 12 条の 2 カ所になります。まず、第 4 条。第 4 条第 2 項に適応指導教室に副室長を置くことができると規定し、第 4 項に副室長の業務として、室長を助け、適応指導教室の統括をするよう規定をしております。次に、第 12 条。資料の 5 分の 4 ページになります。第 12 条、運営協議会の第 2 項、運営協議会の構成員に、第 4 号として副室長を追加しております。今回の訓令は平成 31 年 4 月 1 日

から施行いたします。

説明は以上となります。よろしくご審議お願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 よかったなと思います。計画にも出ていたと思うのですが、適応指導教室が小学校と中学校で別々の場所であって、室長は1名でというところで、小学校のほうをより充実を図っていくということで、こういう形にするということで、ご説明というか、体制が充実するのは非常に必要とされていることだと思うので、よかったと思います。感想です。

○【是松教育長】 ほかにいかがですか。

それでは、なければ採決に入ります。可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第5号、国立市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令案については可決いたします。



○議題(5) 議案第6号 国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について

○【是松教育長】 次に、議案第6号、国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、議案第6号、国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令案についてご説明いたします。

改正の理由といたしましては、国立市における特別支援教育の円滑な推進を図るため設置された国立市特別支援教育就学支援委員会の運営に関し必要な事項を定めた国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱について、特別支援教育体制の制度改正や就学先の決定にかかる本人及び保護者の意見尊重等に対応するため、要綱の一部を改正するものです。

資料を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正点は第2条及び第3条並びに第8条の3カ所になります。

まず、4分の1ページ、第2条。第2条は、所掌事務の改正です。特別支援教育の考え方が障害に応じた措置から支援に変わったことにより、第2条の(1)、第1号のところを、「教育措置」を「支援方法」と変更しております。

次に、第3条になります。4分の2ページをごらんください。第3条の就学支援委員会の組織についてです。情緒障害通級指導学級が特別支援教室に制度変更になり、言語指導通級指導学級への就学を希望する児童の専門的見地からの意見を求める必要が生じていること。さらに、東京都教育委員会から就学支援委員会の委員に、教育学、学校教育に関する識見を有する者を加えることが求められていることから、第4号に特別支援教室教員、第5号に通級指導学級教員、第8号に学校教育に関する識見を有する者を加えております。

最後に、第8条になります。4分の3ページをお開きください。第8条継続相談についてですが、平成25年9月1日改正された学校教育法施行令において、障害のある幼児、児童、生徒の就学先の決定に当たり、可能な限り、本人、保護者の意見を尊重するようになったため、就学支援委員会の判断と保護者等の

意見の相違があった場合でも、そのことについて継続的に相談する必要がなくなったため、全文削除しております。今回の訓令は平成 31 年 4 月 1 日から施行いたします。

説明は以上になります。よろしくご審議をお願いします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは皆さん、ご意見ないようですので、採決に入ります。可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第 6 号、国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令案については可決といたします。



○議題(6) 議案第 7 号 第三次国立市子ども読書活動推進計画案について

○【是松教育長】 次に、議案第 7 号、第三次国立市子ども読書活動推進計画案についてを議題といたします。

尾崎中央図書館長。

○【尾崎中央図書館長】 それでは、議案第 7 号、第三次国立市子ども読書活動推進計画案についてご説明いたします。

表紙を 1 枚おめくりください。計画案の概要について、資料の上から順に要点のみ説明させていただきます。計画策定の趣旨は、平成 13 年に制定されました子ども読書活動の推進に関する法律に基づき、子どもの読書活動の推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにし、全ての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境整備を積極的に推進するというもので、計画期間は平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間となります。

第二次計画期間における各取り組みは、子どもの読書活動の推進に一定の効果があり、読書活動に親しむ環境がある程度整えられたとの評価をしましてことにより、第三次計画案における基本方針を子どもの成長過程に応じた多様な読書機会の提供、子どもを取り巻く読書環境の整備、関連機関の連携緊密化の 3 つとしました。

これらの基本方針に基づき、資料の下半分①から⑥までに記載しておりますとおり、子どもの発達段階と子どもを取り巻く環境にあわせた 6 つの重点取り組みを掲げました。

新たな取り組みとして、⑥番の特別な支援を必要とする子どもへの支援を加え、障害を抱える児童や外国語を母語とする児童への支援事業を検討していくこととしました。

ここまでが本計画案の骨子となります。

資料を 1 枚おめくりください。全部で 53 ページからなります冊子となっておりますが、こちらが計画案本文となります。

計画案本文の 24 ページをごらんください。先ほど説明いたしました 6 つの重点取組に対応する 39 の事業を掲げました。これらの事業を、担当課を中心とし、関係各課と連携しながら実施してまいります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

操木委員、お願いします。

○【操木委員】 概要のページを見ているのですがけれども、概要の中の重点取り組みの④の中に、「学校教育、社会教育機関相互の連携強化」というところで、「学校図書館と図書館の連携強化」という 1 つ目のところがあるのですがけれども、ぜひ、このところに力を入れていただきたいと思うのですね。やっぱり

子どもたちは学校の図書でいろいろ読書経験をもって、それで終わるのではなくて、大人になっても読書が続けてほしいということで、小学生、中学生の年からそういった連携があると、つながっているという感じがとても大事だと思いますので、ぜひ頑張っていたいただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 ほかにご意見、ご感想等、あるいは、ご質問ありますか。それでは、よろしいですか。それでは、採決に入らせていただきます。可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第7号、第三次国立市子ども読書活動推進計画案については可決いたします。



○議題(7) 報告事項1) 平成31年度教育委員会各課の事業計画について(教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館)

○【是松教育長】 次に、報告事項に入ります。報告事項1、平成31年度教育委員会各課の事業計画について。教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館の順でお願いいたします。

まず、教育総務課事業について。川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、教育総務課の平成31年度事業計画につきまして、お手元の資料に沿いまして主なものをご報告申し上げます。

資料の(3)をごらんください。「くにたちの教育」発行につきましては、例年どおり年4回の発行を予定しており、国立市の教育行政、学校教育全般の動向について、広報してまいります。昨年度よりサイズをA4判からタブロイド判へサイズを大きくするとともに、カラー化をして情報発信力を強化しているところとなっております。引き続き紙面の充実等に取り組んでまいりたいと考えております。

(4)の就学援助手続につきましては、昨年度より入学準備金の前倒し支給を開始しておりますが、今年度もこの2月に新小学校1年生と新中学校1年生の保護者に対して支払を行っております。また、保護者の負担を軽減するため、平成31年度の申請より、全学年ではなく、更新の場合は小学校4年生と中学校1年生のみ申請の対象としていることから、このことを保護者に丁寧に周知しまして、混乱がないよう事務を進めてまいりたいと考えております。

1つ飛びまして(6)通学路の安全対策につきましては、児童の通学時の安全確保のため、学校、保護者、道路交通課、そして立川警察と連携、協力した合同点検を継続して実施いたします。また、例年開催しております通学路の見守りに関する情報交換会について、さらなる見守り活動の活性化のため、参加者の範囲を、現在見守りを行っていただいている地域の方のみならず、自治会や防犯協会などへ拡大することなどを検討してまいりたいと考えております。また、先ほどの当初予算の説明の中でも触れましたが、通学路に設置している安心安全カメラの犯罪抑止効果をより高めるため、電柱に表示板の設置をしてまいります。

最後に(7)ですが、これも先ほどご説明したとおり、児童・生徒の熱中症予防のため、冷風機を小学校の体育館に2台ずつ、中学校の体育館へ4台ずつ配置してまいります。こちらにつきましては、夏場の学校活動などで活用できるよう、速やかに対処してまいりたいと考えております。

報告は以上となります。よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご感想等ございましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、続いて、教育施設担当事業について、古川教育施設担当課長。

○【古川教育施設担当課長】 それでは、教育施設担当として、平成 31 年度に行う予定の主なものについてご説明をさせていただきます。

大きく 4 つの事業になっております。

1 つ目、(1) 第二小学校の建てかえ事業の推進です。今年度、平成 30 年度も基本構想と基本計画となりますマスタープランを策定しておりますけれども、これを基礎としまして基本設計に着手していきたいと考えております。その際に、地域ですとか関係者に情報提供を行いながら、それから学校関係者の意見を聞き、取り組みを行っていききたいと思っております。また、第二小学校の複合機能については、資産活用担当として庁内の整理を行い、地域の意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

(2) 第五小学校の建てかえ事業になります。第二小学校と同様に連絡協議会を発足させまして、関係者との情報共有ですとか協議を行い、翌年度以降、平成 32 年度以降の計画策定に向けた取り組みを行ってまいりたいと思います。

(3) 第一中学校の建てかえ事業の推進です。第一中学校については、平成 33 年度末が特別教室棟の残存耐用年数の終期となります。特別教室棟の機能を本校舎棟へ移すための内装改修の設計を実施したいと思っております。その際、ほかの学校と同様ですけれども、保護者などへの情報提供を行うとともに、学校管理者と協議をしながら設計内容を詰めていきたいと考えております。

それから、下の大きな 2 番、給食センターの施設運営になります。済みません、ちょっと (1) の表示が間違っておりました。こちら、給食センターの導入可能性調査ということになりますけれども、どのような設備ですとか内容、新しい給食センターですね。そういったものを今現在、検討しておりますけれども、それをもとに実際の事業者へ調査を行っております。これをもとに、P F I の導入可能性を調べるとともに、どの程度、費用的にも効果があるのかということ調査しておりますけれども、それを踏まえて事業方針を来年度決定しまして、調査等を実施していきたいと考えております。

誤植があり、申し訳ございませんでした。説明は以上になります。

○【是松教育長】 説明は終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

山口委員。

○【山口委員】 以前もお聞きしたと思うのですが、大体のスケジュール、二小、五小、一中は平成 33 年ですか。あと、給食センターのところを簡単に説明していただきたいと思っております。

○【古川教育施設担当課長】 第二小学校につきましては平成 34 年度までに、34 年度が耐用年数の終期となっておりますので、そこまでに新しい校舎をつくって、子どもたちはそちらで勉強するというのをしていきたいと考えております。第五小学校につきましては、耐用年数の終期が平成 36 年となっておりますけれども、こちらマスタープランの取り組みを進める中で細かく決定していくことになるかと思っております。

それから、給食センターについては平成 35 年の 2 学期を目途に、そこで新しい給食が提供できる、稼働できる形で進めていきたいと考えております。

○【山口委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、次にいきます。建築営繕課事業について、川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、建築営繕課の平成 31 年度学校施設関係の事業計画につきまして、主要事業のご報告を申し上げます。予定している主な事業は資料に記載のとおりですので、そのうち主な工事についてご説明いたします。

まず、(1) について、第六小学校において、学校校舎の天井材等の耐震化対策を実施してまいります。平成 31 年度は、2 カ年工事のうちの 2 年目、第 2 期工事を予定しており、第六小学校においての全ての工事が完了する予定となっております。

(2) の小中学校トイレ洋式便器取替工事でございます。これも先ほど当初予算の説明の中でも触れましたが、トイレの洋式化率 80% を目指し、取り組みを進めてまいります。

(3)、(5) についても当初予算の説明同様、体育館への本格的なエアコン設置の取り組みとして、第一中学校、第二中学校で工事を行うとともに、2020 年度実施予定の小学校 3 校、中学校 1 校の工事实施設計を行います。

(7) の小中学校プールコンクリートブロック塀改修工事につきましては、大阪での地震を受け、建築基準法に適合していないブロックでの対応は今年度において全て完了しているところですが、より安全性を高めるため、記載の学校のブロック塀について、対応を行ってまいります。

(8) の第七小学校屋上フェンス及び屋上防水改修工事については、昨年の台風 24 号により被害を受けました第七小学校の屋上のフェンスを改修するとともに、それとは別に老朽化をしております屋上につきまして、防水改修を行ってまいります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 (9) の FF ストープの撤去ですけれども、これで大体おしまいでしょうか。

○【是松教育長】 川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 順次、今、撤去しておりますので、こちらで大体終わるような状況となっております。

○【山口委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがですか。

それでは、続いて、教育指導支援課事業について、荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 それでは、平成 31 年度教育指導支援課事業計画について、新たな内容を中心に説明いたします。

I、「命の教育」推進事業の 1 点目、平成 30 年 12 月に制定された「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり条例」に基づき、児童・生徒 1 人 1 人の人権が尊重される学校づくりを推進してまいります。

II、学力・体力向上事業の 2 点目、2 年目を迎える国立第四小学校のプログラミング教育推進校の実践を初めとする研究を進め、平成 32 年度の新学習指導要領全面实施に向けて準備を進めます。

III、特別支援教育推進事業の 1 点目、インクルーシブ教育システムの理念である障害のある子どもと障害のない子どもができる限り同じ場で学ぶことを目指すために、特別支援学級在籍児童・生徒の交流及び共同学習を推進するとともに、これまで以上に特別支援学校の副籍交流の充実を図ってまいります。2 点目、平成 31 年度、新たに合理的配慮支援員を小学校に各 1 名配置し、校内における合理的配慮のさらなる充実を進めます。また、3 点目の中学校特別支援教室の全校実施。4 点目の中学校特別支援学級情緒固定

の新設準備も新たに進めてまいります。

Ⅳ、不登校対策事業、1点目、先ほど三浦課長からも説明があったとおり、現在各校 360 時間割り当てている家庭と子どもの支援員の時間数を 600 時間にふやし、個々の状況に応じた柔軟な早期支援を行ってまいります。2点目、現在、午前中のみ開催している小学校の適応指導教室ですが、矢川児童館の学童保育が移転した後に午後も開催できるようにしてまいります。

Ⅴ、学校組織力向上人材育成事業及びⅥ、保護者地域関係機関との連携事業につきましては、平成 30 年度同様に充実を図ってまいります。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 質問が2点なのですが、1つは特別支援教育推進事業の特別支援教室ということで、小学校全校開始して、来年から中学校が開始されるということなのですが、その評価と課題等々ご説明いただければと思います。

それから、不登校対策事業の3番、関係機関との連携等々ということで、実際にどういうふうになるのか。幾つかそういう場面にも出させていただいたりしているのですが、随分、体制ができてきているなどと思いつつ、まだまだやらなければいけないことがあるのではないかなと思ひまして、質問させていただきます。

○【是松教育長】 では、お答え願います。荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 小学校の特別支援教室のはばたきですが、今年度、小学校全校実施という形で進めております。他校通級の形から自校通級の形になったことで、特にこれまで通級指導学級が設置されていなかった学校の児童の利用者数が非常に多くふえているような状況です。個別指導と小集団指導による週に2時間程度の指導を原則とした形態についても定着が見られておまして、限られた時間の中で効果的な指導を行うようにするといった巡回指導教員の意識改革も進んでおります。

しかしながら、具体的な指導内容や学校の体制づくりについては、今後さらに充実させていく必要があります。現在は年間6回実施してきた情緒障害等学級担任会において、個別ニーズに応じた支援方法について研さんを図っております。

また、学校の体制づくりについては、管理職への適宜の啓発のほか、特別支援教育コーディネーターが参加する特別支援教育推進委員会において、過去の情報を共有しているところです。

今後については、支援の中心は学級担任ということを確認しつつ、特別支援教室における指導が通常の学級における学びに生かすことができるように、さらに教員の資質能力の向上を図ってまいります。

なお平成 31 年度は中学校全校で特別支援教室を開室いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○【是松教育長】 では、まず1点目についてよろしいですか。

山口委員。

○【山口委員】 全校で利用している子どもたちがふえてきたりとか、内容的にも充実してきているのだからということも、また新たに難解だからこそ見えてきたところや、荒西課長から言われた部分もあるので、そこはぜひ進めていただければ。ここで研究されていることというのは、個々のさまざまな部分でも活用される部分があるのではないかなということを感じております。

以上です。

○【是松教育長】 では、続いて不登校対策について、荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 不登校対策の関係でございますけれども、やはり今、非常に子どもの状況とか、家庭の状況も含めて多様化しているような状況があり、学校だけの指導支援ではなかなか行き届かないところがある現状がございます。

実際に関係機関との連携ということで、以前に比べますとスクールソーシャルワーカー等の活用により確実に進展はしてきているところでございますけれども、さまざまほかの福祉畑のワーカー等もいる中で、その横のつながりの連携というところについては、今後もさらに進めていく必要があるとは考えてございます。

そういった福祉関係との情報の交換とか、それから、市の資源の活用ということについては、今後もスクールソーシャルワーカー等の活用をさらに進める中で推進していきたいと考えております。

以上です。

○【是松教育長】 山口委員。

○【山口委員】 個々の子どもたちが抱えているケースというのは、具体的なところは、細かくはわからない部分があるのですけれども、聞いているところでは、今までよりも厳しい状況が垣間見られます。子ども単独の状況ではなくて、子どもが育っている家庭の問題であるとか、家庭にいる親御さんが抱えている問題であるとか、さまざまな要素が絡み合っている部分があるなど感じております。これは多分、全国的にもそういう状況が出てきて、国立も深刻な状況になっている気がしているのですけれども、ぜひそういういろいろな部署の持っているものを活用しながら連携をとる、情報の交換というところで難しい部分はすごくあると思いますが、それぞれが福祉の専門家である中においては、そこら辺もわきまえながらできていくと思うので、ぜひ連携を強化していただきたい。

もう1つは、そのことに関する、学校、特に校長先生の理解はすごく大事だなと思いますので、そこら辺のところも今後きちんと説明、理解を得るような努力をしていっていただければと思います。

以上でございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、続いて、生涯学習課事業について、伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 それでは、生涯学習課の平成31年度事業計画について、主な内容についてご説明いたします。

まず、主要事業の(1)社会教育推進への取り組みの②についてです。生涯学習振興・推進計画の策定に向けて、庁内検討委員会にて、計画案について検討を行っております。この後、報告としまして挙げさせていただきますが、平成31年度に向けて、この案をもとに平成31年6月に計画を決定していきたいと考えております。

③の(仮称)文化芸術推進基本計画の策定に向けた取り組みにつきましては、附属機関である文化芸術推進会議に諮問を行い、検討を行っております。また、こちらについても庁内検討委員会を立ち上げ、同じく検討を行っております。平成31年度は検討した案をもとに、同じく平成31年6月に計画を決定してまいりたいと考えております。

⑦の北秋田市都市間交流事業(伝統体験事業)につきましては、平成30年度に北秋田市と友好都市を締結したことに伴い、北秋田市の伝統文化であるマタギの文化を体験できる体験会に親子で参加していただくものとなっております。

(2) 番、文化財保存の取り組みについての②についてです。本田家文化財につきましては、平成30年度は応急修繕工事を開始いたしました。また、平成31年度に引き続き応急修繕工事に対応していくとともに、貴重な資料については美術品倉庫への移送等を行っていき、大切に保管をしていきます。また、それとあわせて、東京都の文化財指定を目指してまいりたいと考えております。

(4) 番、社会体育推進への取り組みの②でございます。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成に向け、障害の有無や年齢に関係なく気軽に取り組める「ボッチャ」の普及を初め、東京女子体育大学や他の障害者スポーツセンター等と協力し、広く市民が参加できるオリンピック・パラリンピック種目の体験会、講演会等を実施してまいります。また、⑥の地域スポーツクラブ設立に向けた取り組みですが、毎月開催されるスポーツ推進委員定例会において、地域スポーツクラブの可能性や必要性等について協議し、国立市における地域スポーツクラブの設立に関する報告書を作成いたしました。平成31年度は準備会等を組織し、クラブの規約や会費、種目など実際のクラブの内容について具体的に検討してまいります。

以上、生涯学習課の平成31年度事業計画となります。よろしくお願いいたします。

○【**是松教育長**】 生涯学習課事業について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【**山口委員**】 北秋田市との交流事業、具体的に行ったり来たりというか、行くだけなのか、この辺のところ何か計画があると思うのですけれども、お聞かせ願えますか。

○【**是松教育長**】 伊形生涯学習課長。

○【**伊形生涯学習課長**】 こちら、行ったり来たりというものではなく、こちらのほうから既存で、北秋田市さんのほうで「マタギの知恵」ということで体験会を行っておりますので、そちらに国立市の親子に行っていただくという事業になっています。

○【**是松教育長**】 よろしいですか。

では、続きまして給食センター事業について、吉野給食センター所長。

○【**吉野給食センター所長**】 それでは、給食センターの平成31年度の事業計画の主な部分を説明させていただきます。

大きな1番の食の安全安心の確保では、遺伝子組み換え、農薬使用等を控えた食材を使用いたします。放射能への対応は、給食センターでの一次測定と検査機関での測定を継続実施いたします。また、食物アレルギーや食中毒による事故防止のため、保護者に対してアレルギー物質に関する資料提供を行います。

大きな3番の円滑な運営管理の実施では、各種委員会の円滑な運営に努め、衛生委員会活動を中心に安全管理の徹底に努めます。施設整備の維持改善が主なものとしては、蒸気ボイラー修繕などを実施いたします。

平成31年度の給食センター事業計画の説明は以上でございます。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【**山口委員**】 2番の食育の研究の(2)、学校との連携、毎年やられていると思うのですけれども、どれぐらいの校数を計画されているのか、わかれば。

○【**是松教育長**】 吉野給食センター所長。

○【**吉野給食センター所長**】 主なものとしましては、ミルク教室という、牛乳の飲用習慣定着促進の教室を予定してございまして、基本的には、酪農体験を行わない学校に関しましては、こちらのミルク教室

のほうをやったらどうかと勤めており、30年度ですと8校ほど実施してございますので、同じような形で進めていく予定でございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、続いて公民館事業に移ります。石田公民館長。

○【石田公民館長】 それでは、公民館の事業計画です。公民館の事業の柱となる2番の主催学習事業を中心に説明いたします。2の「主催学習事業・会場提供事業」をごらんください。

(1)番、自立に課題を抱える若者支援事業では、地域で子どもの居場所づくりなどを行う団体を結びつけ、支援者や当事者が体験できる仕組みを計画しております。また、引き続き、中高生の学習支援を実施いたします。

(2)番、若者支援事業では、NHK学園と共催し、児童青少年課、あるいは教育指導支援課や適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、また、先ほど福祉の話もありましたけれども、コミュニティソーシャルワーカーなどと連携した事業を実施いたします。また、一橋大学院生講座、地域防災組織、公民館利用者連絡会などとも連携した事業を行います。

(3)番、30年度は憲法を考える連続講座を9回実施いたしました。31年度も普遍的、時事的なテーマで連続講座を考えております。現代的な課題、それから生活や地域の課題など、市民ニーズにあった事業を展開してまいります。

(4)番、学習や交流を通じて市民の自主的な活動や地域の仲間づくりを促してまいります。

最後に、5番の公民館施設の維持管理事業です。6月から12月末ころまで、建物の外壁改修工事を予定しております。建築営繕課にて安全な工事を施工いたしますが、公民館事業の滞りのない運営に努めてまいります。

以上、計画です。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

それでは、よろしければ最後に図書館事業につきまして、尾崎中央図書館長。

○【尾崎中央図書館長】 それでは、図書館の平成31年度事業計画につきましてご報告いたします。資料に記載しました11項目のうち、平成31年度における新たな取り組みまたは重点事業の主なもの4つにつきましてご説明いたします。

1つ目は、3番、図書館システムの次期更新及び円滑な運用です。現在の図書館システムのリース期間満了に伴い、平成32年2月に次期システムを更新する予定ですが、現在使用しているシステムを再リースするという調達方法をとることで、コスト削減と職員の業務負担の軽減を見込んでおります。

2つ目は、6番です。本日の審議において、第三次国立市子ども読書活動推進計画を可決いただきましたので、計画期間の初年度となります平成31年度は本計画に基づきまして、具体的な内容を盛り込んだ事業案を検討してまいります。

3つ目は、10番、学校及び他機関との連携です。来月の教育委員会定例会にてご報告する予定ですが、日野市との図書館相互利用につきまして、平成30年度中の協定締結に向けて現在お話を進めておりますので、平成31年度には、協定締結後、運用を開始するまでの市民への周知、図書館システムの調整などを行い、国立市と隣接する全4市との一層の図書館相互利用の促進を図ってまいります。

4つ目は、11番、施設維持管理としまして、平成30年度に引き続き東京都の補助金を活用し、中央図書館1階及び3階トイレを洋式便器に改修いたします。これにより中央図書館全てのトイレが洋式便器となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- 【是松教育長】 説明が終わりました。図書館事業につきまして、ご質問ご意見等いかがでしょうか。それでは、よろしければ各課の事業計画については以上といたします。



○議題（８） 報告事項２） 国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについて

- 【是松教育長】 次に、報告事項２、国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについてに移ります。

川島教育総務課長。

- 【川島教育総務課長】 それでは、報告事項２、国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについて、ご報告をいたします。

この教育振興施策の体系につきましては、教育委員会全体の施策を体系的に整理し、一覧できる表として整理、作成したものとなっております。

表の構成といたしまして、一番上に、別途、教育委員会として決定いただいております教育目標、基本方針を示した上で、その下の表において、左から施策目標、施策の柱、主要施策、主要事業・主な取組と体系的に記載をし、一番右に、その事業・取組の主管課を記載しております。

今回、平成31年度に向けて事業等について追加削除を行い、改正をしてみたいと考えておりますので、その改正内容の案をご報告させていただくものです。具体的内容において、修正した箇所につきましては、資料中、アンダーライン、赤字でお示しをしております。

修正箇所で主なものをご説明いたします。まず、表面ですが、表の一番上、主要施策1、人権教育推進の「主要事業・主な取組」ですが、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり条例に基づく教育活動に文言を改めております。これは、ことしの4月の人権平和条例の施行にあわせ、文言を改めたものとなっております。

中段のやや下、主要施策1、オリンピック・パラリンピック教育の推進の「主要事業・主な取組」で、運動の楽しさ伝えたい派遣事業ですが、これまでの子どもの体力運動能力向上事業という記載から具体的な事業名とし、よりわかりやすい記載としております。その隣、「1校1取組運動」を追加で新たに記載をしております。

表の下から5段目、主要施策の1、特別支援教育体制の充実の「主要事業・主な取組」ですが、平成31年度より、特別支援教室が中学校全校でも実施されることに伴い、記載を変更しております。また、トライアングルプロジェクトに基づく福祉部門との連携や、特別支援学校との副籍交流の充実なども追加をしております。

下から2段目、主要施策1、幼保等との連携の推進の「主要事業・主な取組」ですが、幼児教育教員等と小学校低学年担任との連携を新たに追加しております。

裏面をごらんください。上から6段目、主要施策の2、教員の働き方改革の推進の「主要事業・主な取組」に今年度策定した働き方改革実施計画の実践を新たに追加しております。また、同じ段にこちらも今年度から配置しておりますスクールサポートスタッフなどの活用についても記載を追加しております。

その3段下、主要施策の3、学校施設環境の向上ですが、先ほどより話の出ています学校トイレの洋式化、体育館へのエアコン設置や冷風機の設置について記載を追加いたしました。

その4段下、施策の柱で、学校・家庭・地域の連携・協働の仕組づくりですが、主要施策において、1番の開かれた学校づくりの推進と、5番の近隣高校、大学との連携推進の2本を新たに追加し、「主要事業・

主な取組」に、今年度より制度が始まっている学校評議員制度の活用や東京女子体育大学や都立国立高等学校と連携した事業を新たに記載しております。

その1段下、主要施策の1、地域の活性化・ネットワークづくりに向けた社会教育の推進の「主要事業・主な取組」に生涯学習振興・推進計画の策定の記載があります。具体的に計画策定が動き始めていることを受け、計画の名称をこれまでの生涯学習計画から改めております。

その1段下、主要施策の2、公民館・図書館を中心とした学習機会、学習情報提供の推進の「主要事業・主な取組」の図書館の相互利用ですが、相互利用の開始を予定しております日野市を新たに追加しております。

その3段下、主要施策の1、文化財の調査・保存の推進の「主要事業・主な取組」に本田家住宅に関する記載がありますが、応急補強工事がここで動き出していることから記載を改めました。

最後に下から3段目、主要施策の2、市民の文化・芸術活動の支援の推進の「主要事業・主な取組」に、(仮称)文化芸術推進基本計画の策定の記載がありますが、先ほどの生涯学習振興・推進計画と同様、計画策定が動き始めていることを受け、具体的な名称に改めております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

操木委員。

○【操木委員】 表面の「健康な身体をはぐくみ」の1番のオリンピック、オリパラのことですね。そこに「運動の楽しさを伝え隊」派遣事業とか、1校1取組運動とか、すごく動きが伝わってきますね。わかりやすいです。すごくいい表現だなと思いました。

それから、下から2段目のところの、幼保等の連携の推進ということで掲げていただいて、すごくありがたいなと思いました。1月の市報でも多くのページを割いて幼児教育の大切さが述べられていましたけれども、やっぱり連携というのはすごく大事だと思いますので、ぜひ力を入れていただきたいなど、感想です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 幾つか、済みません。まず、一番上の1行目の新しいSOSの出し方に関する教育というのは、具体的に何かあるのかということ。

下から5行目、5つ目のところの特別支援教育体制の充実のトライアングルプロジェクトというのは前にもお聞きたかなと。ちょっともう一度説明していただければと思います。

それから、下から2行目の、今、操木委員も言われた、幼児教育、今までは園長と校長との懇談会をもう3回ほどやられていると思うのですけれども、今度は教員同士ですかね。教える者同士の連携ということで、新たにされるのかなと思って、ちょっとそれをお聞きできれば。

以上です。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 初めに、SOSの出し方に関する教育についてです。こちらのほうは、小中高校生の自殺予防の教育の一環として、心にダメージを受けたときには、身近な大人3人に自分のこういう状況を伝えられるようなところが趣旨になった、ちょっと言葉がすごくきついのですけれども、まさにここをしっかりやらないと、小中高校生の自殺者が減らないということで、今年度から取り組んでいるところであります。小学校6年間、中学校3年間の中で、1単位時間のまとまった時間の指導を受け

ることになっています。

それから、トライアングルプロジェクトについては後ほどお話をします。

幼保との連携のところの幼児教育教員と小学校低学年担任との連携については、今年度まで生活指導担当者の連携を、生活指導上の課題について話し合う機会をずっと持っていたのですが、幼稚園、保育園の先生から、「うちの子紹介シート」をたくさんお書きいただいていたのですが、その子どもたちが実際に小学校に上がってからどういう状況になっているのだろうかというところの、いわゆるフィードバックのところは十分できていなかったというところがありますので、実際に低学年の担任と幼稚園、保育園の先生方で意見交換をしながら、うまくいってなければ、園でどういうふうにやったらうまくいくのだろうかとか、そういったあたりの意見交換ができればと思って今年度から実施をするものです。

○【是松教育長】 トライアングルプロジェクトについては、荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 トライアングルプロジェクトについては、これは教育の分野と福祉の分野で連携を密にせよという提言の形で、通知としても来ているところでございまして、主な内容といたしましては、今、学校の教員とかが、域内の福祉のサービスとか、そういったものについてなかなか理解をしていないという現状がある中で、そういったところをしっかりと学校の中で周知しましょうといった内容であるとか、あと、保護者がさまざまな福祉のサービスとか教育のサービスはあるのだけれども、いろいろなところに情報が散在していて、選択がなかなかできないといった課題も見受けられることから、そういった情報を一元管理して、しっかりと保護者に伝わるようにいたしましょうということ。

それから、あともう1点であるのですが、ちょっとごめんなさい。後でもう一度お話をします。

いずれにしてもそういった形で、福祉と教育の連携という形でしっかりと進むべきということで、済みません、思い出しました。通所施設について、連携を学校ともしっかりとしましょうということで、年に定期的な会をもって、放課後デイサービスの関係者と学校の教員等がかかわる機会を持ちましょうというような内容が含まれている内容になってございます。済みませんでした。よろしくお祈りします。

○【是松教育長】 よろしいですか。

○【山口委員】 すばらしいことで、大変なことも出てくると思うのですが、情報の一元化とか、時間がかかるかもしれないですが、ぜひこれは進めていただくことがいいかなと思います。よろしくお祈りいたします。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、教育振興施策の体系については以上といたします。



○議題（9） 報告事項3） 国立市生涯学習振興・推進計画の策定について

○【是松教育長】 続いて、報告事項3、国立市生涯学習振興・推進計画の策定についてに移ります。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 それでは、報告事項3、国立市生涯学習振興・推進計画の策定についてをご報告させていただきます。また、資料配付が当日となりまして申しわけございませんでした。

資料といたしましては、「生涯学習振興・推進計画案の概要」、その裏面にあります「国立市生涯学習振興・推進計画検討経過」、「国立市生涯学習振興・推進計画素案についての意見募集の結果について」、本編となります「生涯学習振興・推進計画案」となります。

説明につきましては、「生涯学習振興・推進計画案の概要」、A4横のものをメインにご説明させていただきます。

まず、生涯学習振興・推進計画案は全部で3章にて構成されております。第1章では、「計画策定に当たって」といたしまして、生涯学習の概念と計画の範囲、計画の目的、期間等を記載しております。生涯学習の概念では、その基本を主体的、自主的なものとしており、計画の範囲としては、市民が生涯学習を行うに当たり、市民と行政とが一体となって発展させてきた社会教育を中核とした生涯学習に関連する施策事業を対象としております。

計画の目的としまして、1つ目は国立市総合基本計画の理念、人間を大切にすることと、生涯学習社会の実現に向け、市民の多様な学習や活動を支援するため、生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためとし、2つ目として、市内の生涯学習に関する事業を施策の体系ごとに整備するためとしております。計画期間は2019年度から2028年度までの10年間としております。

次に、第2章です。第2章は国立市の生涯学習の歩みと課題です。国立市の生涯学習の歩みでは、社会教育、生涯学習推進の展開において、浄化運動による文教地区指定と公民館設置についてを記載し、その後、国立市のこれまでの取り組みを記載しております。また、国立市の生涯学習をめぐる課題といたしましては、(1)から(5)の学習情報の収集発信、学習機会の充実、学習の成果を生かせるサポートの充実、施設や場の拡充、職員の専門性の確保、適切な事業評価方法の検討が記載されております。

第2章の課題を受けまして、最後に第3章は、国立市の生涯学習が目指すものとして、まず、計画の基本方針を、1、学習権を保障する計画、2、学習者の視点に立った計画、3、市全体が実施する計画の3点を基本方針とし、第2章の課題を受けて、(1)学習情報の収集・発信としては、生涯学習に関する情報を市民の方が集めやすいように生涯学習情報の集約を行うとともに、WebサイトやSNS等での多様な手段での情報発信を行います。

(2)の学習機会の充実は、年齢や置かれた状況に応じた学習機会や、現代的、社会的な大きな課題となる問題等に対応した学習機会を提供していくとともに、市内の学校や市民団体等、さまざまな団体と連携、協働し、学習機会の充実を図ります。

(3)学習の成果を生かせるサポートの充実は、市民が学習の成果を発揮する場所の充実を図ります。

(4)施設や場の拡充、職員の専門性の確保は、現在ある施設を利用しやすい環境に改善したり、今後、建設予定される施設にそういった会議スペース等を設置していただいたり、民間施設等の活用を検討したりなど、市内の施設全体を有効に活用できる体制を整えていきます。

また、職員がさまざまな研修を受講する等職員の専門性を高めるとともに、専門的な資格を持った人材や、育成された人材を効果的に配置いたします。

(5)適切な事業評価方法の検討は、中間評価や計画終了時の評価の際には、定量評価だけでなく、生涯学習や社会教育の役割や効果をあらわす等、定性評価も含めた評価を実施するため、評価方法を検討します。

以上が計画案の内容となります。

裏面をごらんください。国立市生涯学習振興・推進計画検討経過でございます。平成29年8月22日の第1回庁内検討委員会から平成31年1月31日の第7回の庁内検討委員会までを記載しております。その間に社会教育委員の会からご意見をいただいたりしております。

また、今後のスケジュールにつきましては、この後、平成31年第1回定例会総務文教委員会に報告し、庁内検討委員会を開催し、庁議に付議及び教育委員会定例会へ議案として提出し、計画の決定を行ってまいりたいと考えております。

最後に、「国立市生涯学習振興・推進計画素案についての意見募集の結果について」をごらんください。

平成30年12月5日から27日に実施しましたパブリックコメントについて、5件のご意見を頂戴いたしました。内容としましては、全8ページに及ぶものになっておりますが、大きな対応としましては、いただいたご意見により表現が主観的なものであったり、一部誤解を与えてしまう文言や表現について修正いたしました。

以上が、簡単ではございますが、生涯学習振興・推進計画案についてのご報告となります。よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見、ご感想等ございましたらお願いします。

操木委員。

○【操木委員】 概要の4番、左下のところの施設や場の拡充、職員の専門性の確保ということで、さまざまな研修を受講するとあるのですけれども、どんな研修かとかありますか。

○【是松教育長】 伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 こちらの研修なのですけれども、庁内検討委員会や職員課の課長も入っております、その中で社会教育等に関する専門の研修ですね、そういったものが受けられるようにメニュー化されておりますので、例えば、社会教育に特化されたものですか、家庭教育の専門ですか、図書館、公民館等の、そういった専門的な研修を受けられるようにということで考えております。

○【操木委員】 わかりました。

○【是松教育長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 この文章を見ると、国立は立派な学校ですね。隅から隅まで破綻のない文章が書いてあるけれども、机上のプランにも見える。例えば生涯学習が社会教育の中に強制されるものではないというのが出てくる。全網羅的に書いているために、まるで国立全体が1つの理想の学校のように見えてくる。これだけ見ている分にはすばらしいけれども。

例えば、1つずつ専門ということで話していても、100人いれば100人の考えがあるし、それから、いろいろな課題が出てきます。市長が芸術を振興しようとか、いろいろ新しいプランを出して、それも反映している。それはいいのですが、役場の文章ではなくて、もっとわかりやすい具体的な例をあげて伝える方法があるのではないかなと考えますね。そのへんは難しいところですが、頑張ってください。

○【是松教育長】 ほかにご意見、ご感想等ございますか。

それでは、よろしければ、国立市生涯学習振興・推進計画の策定の報告は以上とさせていただきます。



○議題(10) 報告事項4) 国立市文化芸術推進基本計画の策定について

○【是松教育長】 続いて、報告事項4に移ります。国立市文化芸術推進基本計画の策定についてに移ります。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 続きまして、報告事項4、国立市文化芸術推進基本計画の策定についてご報告させていただきます。こちらも資料が当日配付となりまして申しわけございません。資料としましては、「(仮称)国立市文化芸術推進基本計画(案)の概要」と「(仮称)国立市文化芸術推進基本計画(案)」の本編でございます。こちらも内容が多いため、概要版をメインにご説明させていただきます。

まず、計画の概要・策定経過でございますが、平成30年4月に施行されました国立市文化芸術条例の第7条に基づく文化芸術施策推進のための計画となっております。今後約10年間、平成31年から平成40年、2019年度から2028年の具体的な施策や推進していく取り組み、今後の推進体制について、基本的な方向性

を示したものとなっております。

策定に当たっては、有識者等で構成される国立市文化芸術推進会議に計画案を諮問し、平成 30 年度に会議を計 11 回開催し、計画案について検討を行いました。また、庁内全体で該当計画の具体的内容を協議するため、「(仮称) 国立市文化芸術推進基本計画」庁内検討委員会を設置し、推進会議に情報提供を行うとともに、推進会議から出された施策事業案の実現可能性について検討を行いました。

続きまして、計画案の内容についてご説明いたします。本計画案は、第 1 章から第 5 章で構成されております。第 1 章は計画の概要や背景、目的、計画の位置づけ、計画期間について記載しております。背景として、国の文化芸術振興基本法が平成 20 年に文化芸術基本法に改正されたことや、平成 30 年に文化財保護法の改正等が行われております。また、平成 30 年に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定、それらに伴う基本計画等の策定が行われております。

また、東京都の東京文化ビジョンや、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会での「Tokyo Tokyo FESTIVAL」などの動向を記載しております。

次に目的といたしまして、国立市文化芸術条例の第 4 条、市の責務において、市の基本方針にのっとり文化芸術施策を総合的に策定し、及び計画的に推進していかねばならないとなり、文化と芸術が香るまち国立の実現を目的としております。

次に、計画の位置づけでございます。総合基本計画等を受け、国立市の文化芸術施策の推進のあり方と今後の取り組みを提示しており、また、その他の分野の計画の推進に文化芸術の要素や視点を提供する位置づけとなっております。

最後に、計画期間は原則 8 年とします。ただし、第 1 次の計画のみ、現行の総合基本計画の期間を考慮し 10 年程度、また、計画期間中に見直しを行うものとしております。

次に、第 2 章は国立市文化芸術条例の解説（計画の方向性）について記載しております。平成 30 年 4 月より施行しております国立市文化芸術条例について解説を行いつつ、計画の基本的な考え方を示しております。前文から文化と芸術が香るまちくにたちの実現という目的、4 つの基本理念や 8 つの基本方針、市の責務や市民の権利と役割などを解説とともに記載しております。

次に、第 3 章では、国立市の文化芸術に関する現状と課題について記載しております。文化芸術の環境は、3-1 の文化芸術環境は、市の施設やコミュニティ施設、画廊やアートスペース、音楽スタジオ等の民間施設や、一橋大学や国立音楽大学などの文化芸術活動が行われる環境についての現状や課題を記載しております。次に 3-2 で、文化芸術団体としましては、くにたち文化スポーツ振興財団や、くにたちギャラリーネットワーク、各芸術連盟や同好会などを初め、大小を問わず、さまざまな文化芸術団体がございます。文化芸術施策を推進するに当たり欠かせない団体や連盟、同好会等について記載しております。

次に 3-3、歴史文化遺産は、市内外の人々に国立市の歴史や文化を正しく理解してもらうためになくはならないものであるとともに、将来にわたる文化の発展向上の基礎となるものです。また、将来にわたって市民の共有財産として次世代に確実に引き継いでいく必要がある旨を記載し、国の重要文化財である緑川東遺跡の大型石棒や、国登録有形文化財である本田家住宅及び薬医門、平成 32 年に再築される予定の旧国立駅舎などに関する記載をしております。

最後に 3-4 としまして、市民ニーズの把握については、市民意識調査の文化芸術に関する項目を載せております。市としては、文化芸術に関する市民ニーズの把握は本調査のみにとどまっていることから、今後は多角的な調査方法を検討していく必要があると考えております。

また、ここで本編の 31 ページをごらんください。これまでの背景、現状、課題というものを一覧表とし

てまとめております。こちらでまとめさせていただきました背景、現状、課題につきまして、次に第4章では、これまでの背景、現状、課題に対しての具体的な施策の展開について記載しております。

概要版の裏面をごらんください。まず、施策の体系は、条例の趣旨を踏まえ、計画の体系を下の図のように4つの基本理念に基づく17つの施策を設けました。また、計画上の基本方針の取り扱いとして、基本理念に沿った施策取り組みに基本方針の視点を有するものといったように、縦に基本理念があるとしたら、基本方針は横串を刺すようなイメージとして、クロスさせていくような形としております。

次に、施策立案の視点としまして、条例の趣旨を鑑みつつ、背景、現状や課題、推進会議での検討結果を踏まえ、3つの視点を中心とし、施策を立案しております。

(2)の施策立案の視点をごらんください。まず1つ目の視点としましては、市民目線に立ち、市民ニーズに応じた事業展開を行っていき、市民が文化や芸術を身近に感じることができるとともに、自由に自分らしい表現ができる開かれたまちを目指すという視点を持っております。2つ目、出会いとしまして、国立市の特性を生かしたコンパクトでインパクトのある事業や、四季や景観を生かした取り組みを検討、実施することで、文教都市国立としての魅力を高め、多くの人々が文化や芸術に出会いつながることで、にぎわいのあふれるまちと、文化や芸術を通じて出会えるまちを目指します。

3つ目としまして、独創性、創造性。新たな価値観や多様性を受け入れる国立市に息づく文化を大切に、想像力に満ち、意欲あふれる人材の支援を積極的に図ることで、文化と芸術を育めるまちとなるように事業展開を行い、独創性や創造性のあふれる文化芸術活動により、市民意識を醸成するとともに、次世代を担う子どもたちや若者が夢を抱けるまちを目指していきます。

以上の視点において立案した施策を推進していく考え方としまして、(3)番の4点を挙げております。こちらもお手数ですが本編の37ページをごらんください。こちらの表のまず左下にあります①の矢印のところになるのですが、基本理念にのっとりた既存事業の展開と拡充(初期～中期)であり、図の左下の①の矢印となります。現在も各主体において多くの文化芸術活動や関連事業が実施されておりますが、今後は計画の基本理念を踏まえ、既存事業の拡充やブラッシュアップを図り、事業効果の増大を目指します。

2つ目としましては、矢印の右側にごございます他施策事業から伸びている矢印の②番になります。他施策との連携によって事業推進及び新規事業の展開を図ります。図の他施策事業から出ている矢印がその対象となるのですが、文化芸術施策を総合的なものと捉え、福祉や教育を初めとするあらゆる施策の推進において文化や芸術が生かされるように他政策との積極的な連携を図ってまいります。例えば、文化芸術政策と障害者支援の施策の融合により、障害者の文化芸術展覧会や鑑賞会など新たな事業を検討し実施していくことで、それぞれの施策において相乗効果もたらされるようにしています。

3つ目は、新たな推進体制の検討と施策の推進です。図の右下の矢印の3番目になります。文化芸術推進会議において、計画推進において一番必要であるとされてきたもので、そこにはアーツカウンシルなどの新たな推進体制による事業立案や情報集約、発信についての議論がなされました。推進会議で出された意見を踏まえ、機能等を整備した上で設置に向けた検討を進め、設置後は機能に応じた施策の推進を図ってまいります。

4つ目は、文化と芸術によるまちづくりの推進です。図では左上の4で全体を包括しております。文化芸術政策を一層に推進していくために、今後まちづくりの考え方に文化芸術の要素を盛り込むことにより、今後、建設予定されている施設等に意匠を凝らしたデザインや機能の具備を検討してまいります。

また、各施策については本編の38ページから、基本理念とともに施策の説明、主に合致する基本取組

みの方針、現在の取り組み、今後考えられる取り組みを記載しており、その後、57 ページをごらんください。57 ページの表でそれらを一覧表にてまとめてございます。

また概要版のほうにお戻りいただきまして、最後、第5章、計画の推進体制について記載をしております。本計画の推進に当たっては、市や文化芸術団体が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた事業展開を行ってまいります。また、施策事業の進捗状況や成果を把握するため、文化芸術推進会議が内容の進捗状況等について定期的に確認、点検、提案を行い、必要に応じて改善を図ってまいります。また、国立市の文化芸術をより豊かに推進していくため、新たな事業展開や団体間、市民間の調整を図る推進体制の構築を検討しております。

以上が、簡単ではございますが、文化芸術推進基本計画の案の内容となります。また、今後のスケジュールとしましては、本日の報告後に3月11日から4月1日までパブリックコメントを行い、3月13日の総務文教委員会にて本計画を報告してまいります。それぞれの意見を集約し、4月に文化芸術推進会議を開催し、意見集約を終えた後、答申をいただき、庁議、教育委員会定例会に議案として提出させていただきます、お認めいただいた後に計画設定をしていきたいと考えております。

以上、文化芸術推進計画案についてご報告となります。よろしくお願いたします。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

これからこの芸術推進基本計画については、パブリックコメント等またご意見いただきながら修正も加えてまいりますので、もし今日急な、当日配付の資料でなかなかお目通しできないと思いますので、お気づきの点がありましたら、後ほどまた事務局のほうにおっしゃっていただければと思います。内容とかで、何かありますか。ないようでしたら、またそんなことで取り扱いさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、国立市文化芸術推進基本計画の策定についての報告は以上とさせていただきます。



○議題(11) 報告事項5) 市教委名義使用について(4件)

○【**是松教育長**】 それでは次へ移ります。報告事項5、市教委名義使用についてに移ります。

伊形生涯学習課長。

○【**伊形生涯学習課長**】 それでは報告事項5、市教委名義の使用についてに移ります。平成31年度1月の教育委員会後援等名義使用について、お手元の資料のとおり、承認4件でございます。

まず、くにたちさくら音楽隊が主催の「第8回くにたちさくら音楽隊2019」です。乳幼児から年配までさまざまな方にジャズの生演奏を楽しんでもらうことを目的にコンサートを行うもので、参加費は、第1部500円、第2部が2,000円です。

2番目は、公益財団法人たましん地域文化財団が主催の「生誕100年 佐藤多持展～水芭蕉曼荼羅／果てしなき運動体～」です。画家佐藤多持の生涯の芸術を紹介し、作品に親しんでもらうことを目的に展覧会を行うもので、参加費は300円です。

3番目は、くにたち市民オーケストラが主催の「くにたち市民オーケストラ第41回ファミリーコンサート」です。身近な演奏会を提供することで、音楽文化の振興に貢献することを目的にクラシック音楽コンサートを行うもので、参加費は無料でございます。

最後は、公益財団法人たましん地域文化財団主催の企画展「美術のぼうけん★展」です。絵画や彫刻、工芸に親しみ、作品を見ることのおもしろさを感じてもらうことを目的に展覧会を開催するもので、参加費は100円です。

以上4件について、事務局で審議し、妥当と判断し、名義使用を承認いたしましたので、ご報告いたします。よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 報告は終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ちなみに、番号2番の公益財団法人たましん地域文化財団さんが行う「水芭蕉曼荼羅」佐藤多持展につきましては、この作品が貸し出し依頼を受けております。その期間展示されるわけでございます。

それでは、市教委名義使用については以上といたします。



○議題(11) 報告事項6) 要望書について(2件)

○【是松教育長】 次に、報告事項6、要望書についてに移ります。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 要望は2件です。「子どもたちが主権者の社会科教育を求める会」より、国立市教委主催の管理職等対象の研修に、兵庫教育大・日渡円さんたちが開発した研修プログラムを取り入れていただきたいのと、都教職員研修センター作成の研修動画のうち、土田立夫氏出演の不適切動画を使用しないよう求める要望書を。また、市民の方より、嘱託員に関連する要望をそれぞれいただいております。

以上です。

○【是松教育長】 報告が終わりました。2件いただいておりますので、まず1件目について、事務局より補足説明等ございますか。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、1件目の要望書について補足説明をいたします。要望の趣旨といたしましては、大きく4点あったかと思えます。1点目は、国立市教育委員会主催の管理職研修等に、新しい時代に対応する学校管理職マネジメント研修プログラムを取り入れてほしいこと。2点目は、東京都教育委員会主催の管理職等研修に新しい時代に対応する学校管理者のマネジメント研修プログラムを取り入れるよう意見書を提出してほしいこと。3点目は、東京都教育委員会研修センターが作成した研修動画のうち、「学校教育と教育法規」と題する動画を国立市立学校で使用しないよう周知してほしいこと。4点目は、同動画について、東京都教育委員会に削除する意見書を提出してほしいことがあったかと思えます。その点についての担当課見解といたしまして、1点目と3点目については、国立市教育委員会主催の管理職研修等に提案いただいた研修プログラムを導入する予定はありません。また、要望書に扱われている研修動画を使用する予定もありません。2点目と4点目につきましては、東京都教育委員会主催の研修会等に関する内容や作成した資料等の取り扱いであり、同教育委員会が企画しているもので、内容の是非について国立市教育委員会として言及する内容でないと考えております。

説明は以上になります。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

私のほうから少し追加で意見を述べさせていただきますと、今、事務局から報告いただいたように、直接、東京都の機関への意見書の提出というのは、これはそれぞれの実施主体としての企画内容それぞれある中での考えでしょうから、意見書として提出するというのは差し控えたいと思っております。それは同意することです。今後、国立市のリーダー研と管理職研修に日渡さんのこのプログラムを採り入れていくかどうかということ自体、今の段階で予定はありませんが、日渡さんのプログラムは非常に密度が濃いというか、5日間ぐらい研修をやらないといけないような内容になっております。そんな中で、ただ、日渡さんの指導されるマネジメント研修の新たなあり方というものについては全く否定するものでもござい

ませんし、ある意味、やはり現状をよく把握して、教職員や、あるいは地域の方々も含めて、校長のマネジメントの方向に協力、同意をしていくというような形での教育目標の設定をした上でのマネジメントの実行というのは、あるべき姿でもあるだろうなと思っていますので、今後またこういった研修プログラムについては、市教委としても常に関心を持ちながら、対応してまいりたいなどは思っております。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、2点目について、引き続きこれも事務局から補足説明をお願いします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、2点目の要望書について補足説明いたします。要望の趣旨といたしましては2点あったかと思えます。1点目は、国立市立学校における嘱託員及び指導員の新たな募集目的及び応募状況を報告してほしいこと。2点目は、直近1年間の国立市立学校の学校用務員、指導支援係嘱託員、放課後学習支援教室指導員の退職者がいる場合の理由を報告してほしいこと。この点についての担当課見解といたしましては、1点目については、嘱託員及び指導員の募集については、新規事業及び年度更新しないものの補充となります。新規事業については、平成31年度事業計画で説明したとおり、特別支援教育推進事業において、校内における合理的配慮のさらなる充実を図るために配置する合理的配慮支援があります。

2点目につきましては、直近1年間の国立市立学校の嘱託員等の年度更新をしない者を含めた退職者の理由については、個別の本人事情によるものであり、この場で報告できる内容は特にございませぬ。

説明は以上になります。

○【是松教育長】 事務局より説明があったところですが、特に質問、ご意見ございますか。これは報告をいただいたところの言い分もあると思えますので、以上といたします。

これで秘密会以外につきましては全て終了いたしました。ここで次回教育委員会の日程を決めておきます。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回の予定でございます。3月20日水曜日午後2時から、会場はこちら教育委員室を予定しております。

○【是松教育長】 それでは、次回の教育委員会は3月20日水曜日午後2時から、会場は教育委員室といたします。

皆さん、お疲れさまでございました。

午後4時00分閉会